

令和4年7月19日

保護者の皆様へ

目黒区教育委員会
目黒区立第一中学校
校長 小 沢 進

夏季休業期間中等の家庭等における学習用情報端末「iPad」使用上の留意点について

日頃から本校の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和4年7月21日から夏季休業期間となります。児童・生徒が学習用情報端末「iPad」（以下、学習用情報端末という。）を各家庭へ持ち帰り、家庭学習等に使用する際の留意点について、下記のとおりお知らせしますので、ご確認をおねがいします。

記

1 学習用情報端末の適切な利用と管理について

学習用情報端末は、児童・生徒の学習に利用するために区から貸与されている物です。

学校では、学習用情報端末を大切に扱うことや、健康に配慮して使用することなど、学習用情報端末使用上の注意点について、日頃から児童・生徒に指導しています。

「目黒区立学校 学習用情報端末『iPad』使用ルール」を参考に、ご家庭での適切な使用と管理について児童・生徒へご指導いただきますようお願いいたします。



※「目黒区立学校 学習用情報端末『iPad』使用ルール」

https://www.city.meguro.tokyo.jp/kyoiku/gakko_kyoiku/hoshin_unei/GIGASchool/ipad0402.files/ipadruru.pdf

2 故障・紛失等が発生した場合の対応

(1) 故障や破損が発生した場合

故障及び破損の状況について、必ず学校に連絡を行ってください。破損及び故障状況によっては、学習用情報端末を学校に持参いただく場合がございます。

なお、学習用情報端末の背面に電話番号等が記載された白色シールが貼付されていますが、リース会社の連絡先であるため、電話を掛けないようお願いいたします。

(2) 紛失や盗難が発生した場合

紛失や盗難が発生した場合には、必ず以下の対応を行ってください。

ア 警察への届出

学習用情報端末の紛失及び盗難について、管轄警察署に必ず届出を行い、管轄警察署から伝えられる「届出先機関・届出年月日・届出受理番号」をお控えください。

イ 学校への連絡

紛失や盗難等の状況について、学校に連絡し、次の事項を伝えてください。

① 発生日

② 学年・組・出席番号・児童又は生徒氏名

③ 学習用情報端末の番号（画面左上のシールに記載されている7ケタの番号）

④ 管轄警察署への届出内容（届出先機関・届出年月日・届出受理番号）

学校から業者に連絡し、紛失や盗難が発生した学習用情報端末から情報が漏洩しないよう遠隔操作でロックを掛けます。

学習用情報端末が見つかった場合は、再度その旨を学校に連絡してください。学習用情報端末のロックを解除します。(ロック解除完了までは、数日お時間をいただく場合がございます。)

※学校の教育活動停止日においても、学習用情報端末の紛失や盗難が発生した場合は、緊急時連絡回線を使用して学校の警備員等へ連絡を行ってください。連絡が遅れることによって、情報漏洩等の危険性が高くなりますので、速やかに連絡してください。

3 その他

(1) 通信量について

1か月の通信量は、**50GB**までです。上限に達した場合は、通信速度制限が発生し、休業期間明けの教育活動(令和4年8月25日から8月31日)に支障を及ぼすおそれがあります。通信量増加の対応はできませんのでご注意ください。

※通信量については、学習用情報端末の「設定アプリ」から「モバイルデータ通信」をタップすると、現在までの総通信量を確認することができます。「統計情報をリセット」をタップすることで、リセットした日からの総通信量が確認できます。

「設定アプリ」→「モバイルデータ通信」→「統計情報をリセット」

(2) 自宅外での使用について

帰省先等を含む自宅外での使用を想定していますが、日本国外への持ち出しは、障害・紛失の保証対象外であるため、絶対に行わないようお願いします。

(3) 「すべての設定をリセット」について

「すべての設定をリセット」の操作を行った児童・生徒が複数名いたとの報告がありました。この操作を行っても、学習用情報端末を自宅のW i F i 回線に接続することや、学習用情報端末に新しいアプリをインストールすること等はできません。「すべての設定をリセット」の操作を行うと、インターネット通信が自動的に止まり、学校から事業者に連絡しなければ学習用情報端末は使用できなくなります。「すべての設定をリセット」の操作は絶対に行わないようお願いします。

以 上

(担当) 目黒区立第一中学校
副校長 横田 卓次
電話 3466-6158
教育活動停止日の連絡先
(緊急時連絡回線)
電話 3466-6723